

ボートレース鳴門電話投票促進業務仕様書

1 業務名称

ボートレース鳴門電話投票促進業務

2 目的

ボートレース鳴門の舟券売上の80%以上を占める電話投票（インターネット投票を含む。以下「電話投票」という。）の売上向上のため、デジタルマーケティングを活用したインターネット広告等（以下「メディアプラン」という。）の販売促進施策を展開し、効率的かつ効果的にボートレースファン等にアプローチし、ボートレース鳴門に興味を持ってもらい購買につなげるとともに、その結果を分析し今後の展開に活かすことができる検証を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 ターゲット

メインターゲットは次のとおりとするが、最適なターゲット要素を検討して提案すること。

(1) 興味関心

- ① ボートレースに興味があり、舟券の購入を検討している人
- ② 電話投票により舟券を購入している人

(2) エリア

電話投票の舟券購入の比較的シェアが大きい首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県）、中京圏（愛知県）、関西圏（大阪府、兵庫県）を主な対象とする。

5 業務内容

(1) メディアプランの作成

- ① 受託者は、4のターゲットについての記載内容を参考にデジタルマーケティングにおける本業務のターゲットを検討して提案すること。なお、ターゲットは状況に応じて変更可能なものとする。
- ② 受託者は、①で定めたターゲットに対し、どのようにアプローチするべきかを検討し、メディアプランを作成すること。なおメディアプランは活用するメディア、ターゲティングなどの手法を明確にして提案すること。
- ③ なお、メディアプランは、最終的に市との協議の上、決定する。

(2) 広告配信業務

- ① 受託者は、5（1）で作成したメディアプランに基づき、デジタルマーケティングを活用した広告配信を行うこと。その際、設定した初期条件をそのまま維持するのではなく、5（3）で示す報告分析業務の中で生じた施策案を都度実行し、効果の最適化を行うことを必須とする。

- ② 各種計測設定などは、5（3）の業務も遂行できるよう、受託者にて行うこと。
- ③ 業務の遂行にあたっては、本事業の事業担当者とは別に広告運用における専門の担当者を置き、業務がスムーズに進むよう連絡手段の方法なども提案すること。
- ④ 広告配信に関する制作（バナー）は事業者において制作すること。なお、制作費は最大で20万円とし、本事業の予算の中から捻出すること。

（3）報告分析業務

- ① 受託者は、適切なタイミングでデジタルマーケティング活用における結果報告会を実施するとともに効果改善のためのアクションを提示し、本市と検討すること。なお報告の手法は問われないが、根拠を明確にしたうえで、理解しやすいものとなるよう心掛けること。場合によっては、内容の修正を依頼することもある。
- ② 業務終了時には、5（1）のメディアプランに基づいた事業報告書を作成すること。その際は、本市が今後も継続的にデジタルマーケティングを活用した情報発信を継続することを意識して、ターゲットが本市に求めること、その数値的根拠が明確になる記載をすること。なお、その結果に応じて次年度の本業務をどのように進めていくべきかの指針も同時に記載すること。この指針は、理解しやすいものとなるよう心掛けること。場合によっては、内容の修正を依頼することもある。
- ③ 数値の計測に関する設定は、すべて受託者が責任をもって行うこと。その際、必要に応じて本市と連携すること。

6 提案内容

- （1） 受託者は「5業務内容」に示した（1）～（3）を運用するための提案を行うこと。
- （2） 受託者は、本業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、提案すること。また、契約後に計画を変更しようとする場合は、必ず市の承認を得ること。その際は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置するとともに、同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しないこと。なお、配信スケジュールは、今後市の方針により決定していくことになるので、広告配信の開始月などの議論ではなく、プラン確定後から、広告配信に至るまでの工数や必要日数、広告配信期間等がわかるように記載すること。

7 事業報告

受託者は本業務完了後、速やかに事業報告書を提出すること。なお、事業報告書に記載する内容は、以下の要件を必須とする。

- ・実施内容
- ・事業の総括
- ・広告配信に係る分析データ等
- ・その他報告分析において必要な事項

8 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、鳴門市との協議により適正に履行すること。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、鳴門市の責に帰すべき場合を除き、受託者の責任（解決に要する費用（合理的な範囲に限る。）負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・鳴門市は、必要に応じ受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。その場合、著しい変更以外の費用は提案者とする。
- ・本業務における受注者の鳴門市に対する損害賠償責任（不法行為、債務不履行その他請求原因の如何を問わない。）の範囲は直接かつ通常生ずる損害の範囲とする。

9 その他

ポートレース鳴門の令和6年8月から令和7年3月までの開催日程は次のとおり。ただし、荒天棟により日程を変更（延期・中止）することがある。

- ・8月3日～6日 松茂町ほか2町競艇事業組合開設56周年記念競走
- ・8月10日～15日 にっぽん未来プロジェクト競走in鳴門
- ・8月19日～23日 B T S土佐開設28周年記念競走
- ・8月29日～9月2日 第8回徳島ヴォルティスカップ競走
- ・9月11日～14日 エディウィン鳴門開設13周年記念競走
- ・9月24日～29日 アペックス杯競走
- ・10月7日～12日 一般戦（タイトル未定）
- ・10月17日～22日 ルーキーシリーズ第16戦
- ・10月31日～11月4日 一般戦（タイトル未定）
- ・11月8日～13日 GⅢマスターズリーグ第8戦
- ・11月18日～22日 一般戦（タイトル未定）
- ・11月26日～29日 一般戦（タイトル未定）
- ・12月3日～8日 GⅠ大渦大賞開設71周年記念競走
- ・12月16日～19日 一般戦（タイトル未定）
- ・12月23日～27日 一般戦（タイトル未定）
- ・12月30日～1月4日 一般戦（タイトル未定）
- ・1月8日～13日 GⅢ企業杯
- ・1月17日～20日 一般戦（タイトル未定）
- ・1月24日～27日 一般戦（タイトル未定）
- ・1月30日～2月3日 一般戦（タイトル未定）
- ・2月7日～12日 一般戦（タイトル未定）
- ・2月15日～18日 一般戦（タイトル未定）
- ・2月22日～26日 一般戦（タイトル未定）

※3月は施設工事の為、レースなし